

○総務省訓令第9号

平成18年度総務省政策評価実施計画を次のように定める。

平成18年3月30日

総務大臣 竹中 平蔵

平成18年度総務省政策評価実施計画

第1 総則

この計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、及び総務省政策評価基本計画（平成16年総務省訓令第23号。以下「基本計画」という。）を実施するため、総務省が平成18年度において行う事後評価の対象とする政策等及び評価の方法等を定めるものとする。

第2 計画期間

この計画の対象期間（以下「計画期間」という。）は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間とする。

第3 事後評価の対象とする政策及び評価の方法等

計画期間における事後評価の対象とする政策及び評価の方法等は、次に定めるとおりとする。

1 実績評価方式により評価を行う場合

（1）評価対象政策

法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6章第2節第2項（1）に掲げられた政策のうち、別表の政策（実績評価対象政策）欄に掲げる政策とする。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）を踏まえ、事業実施中である以下の「モデル事業」については、実績評価方式により、個別に事業実施期間における年度ごとの評価・検証を実施する。

- ・総合的なワンストップサービスの整備
- ・電子契約システムの構築のためのシステム設計
- ・総合無線局監理システムの電子申請機能等の高度化

（2）評価の手続等

① 実績評価書の案の作成及び提出

政策の所管部局等はこの計画に基づき実績評価書の案（以下「実績評価書案」という。）を作成し、5月初旬を目途に大臣官房政策評価広報課長が定める日までに大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

政策の所管部局等は実績評価書案を作成するに当たり、基本計画第6章第2節第4項（1）（2）の規定に基づき設定した指標等のできる限り正確な把握に努めるとともに、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

② 政策の所管部局等から提出された実績評価書案に対する審査

大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された実績評価書案の記載内容について、基本計画第11章第1節第2項（1）④の規定に基づき審査を行うものとする。

- ③ 大臣官房政策評価広報課は、上記②の審査を行った実績評価書案について総務省政策評価調整小委員会に提出するものとし、総務省政策評価調整小委員会において事前検討及び調整を行うものとする。
- ④ 大臣官房政策評価広報課は、総務省政策評価調整小委員会において事前検討及び調整を行った実績評価書案について、基本計画第8章の規定に基づき官房長が別に定める方法により、学識経験者等の意見を聴取するものとする。
- ⑤ 大臣官房政策評価広報課が上記④の学識経験者等の意見を聴取した後、総務省政策評価省内委員会における実績評価書案の決定等を経て、6月末を目途に実績評価書を公表するものとする。
- ⑥ 法第10条第2項の規定に基づき実績評価書とともに公表する要旨の作成及び公表は、上記①から⑤の手続きに準じて行うものとする。

#### （3）実績評価書の様式等

実績評価書及びその要旨の様式並びに記載要領は、大臣官房政策評価広報課長が別に定める。

## 2 事後事業評価方式により評価を行う場合

#### （1）評価対象政策

法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6章第2節第2項（2）に規定した政策のうち、次に掲げる政策とする。

- ・共通情報検索システム整備費
- ・市町村合併推進体制整備補助金
- ・戦略的情報通信研究開発推進制度
- ・情報通信分野のベンチャー企業支援
- ・情報通信人材研修事業支援制度
- ・地域インターネット基盤施設整備事業等
- ・電波遮へい対策事業に必要な経費

#### （2）評価の手続等

##### ① 事後事業評価書の案の作成及び提出

政策の所管部局等は、この計画に基づき事後事業評価書の案（以下「事後事業評価書案」という。）を作成し、5月初旬を目途に大臣官房政策評価広報課長が定める日までに大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

政策の所管部局等は、この事後事業評価書案を作成するに当たり、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

##### ② 政策の所管部局等から提出された事後事業評価書案に対する審査

大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された事後事業評価書案の記載内容について、基本計画第11章第1節第2項（1）④の規定に基づき審査を行うものとする。

##### ③ 大臣官房政策評価広報課が上記②の審査を行った後、事後事業評価書案の決定等を

経て、6月末を目途に事後事業評価書を公表するものとする。

④ 法第10条第2項の規定に基づき事後事業評価書とともに公表する要旨の作成及び公表については、上記①から③の手続きに準じて行うものとする。

(3) 事後事業評価書の様式等

事後事業評価書及びその要旨の様式並びに記載要領は、大臣官房政策評価広報課長が別に定める。

### 3 総合評価方式により評価を行う場合

(1) 評価対象政策

法第7条第2項第3号に該当するものとして基本計画第7章第2節第2項(2)に基づき選定した、次に掲げる政策とする。

「総務省の政策評価」

(評価の趣旨)

平成18年度が総務省政策評価基本計画の改定時期にあたることから、これまで実施してきた政策評価を様々な角度から掘り下げて分析し、問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的な評価を行う。

(2) 評価の実施主体

本評価の実施主体は、大臣官房政策評価広報課とする。

(3) 具体的な評価の方法

基本計画に従い、大臣官房政策評価広報課が、政策所管部局等の協力を得て対象とする総務省の政策評価の実施状況を調査し、学識経験者等からの意見を活用し、及び現状と課題の分析を踏まえて、今後強化すべき事項や見直すべき事項等を中心に評価するものとする。

## 第4 実施状況の検証の対象とする施策及び検証の手続等

(1) 検証対象施策

基本計画第6章第2節第5項による実施状況の検証を行う施策は、別表の施策欄に掲げる施策とする。

(2) 検証の手続等

① 施策実施状況調書の案の提出

施策の所管部局等は、この計画に基づき施策実施状況調書の案（以下「施策実施状況調書案」という。）を作成し、5月初旬を目途に大臣官房政策評価広報課長が定める日までに大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

施策の所管部局等は、施策実施状況調書案を作成するに当たり、当該施策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

② 施策の所管部局等から提出された施策実施状況調書案に対する審査

大臣官房政策評価広報課は、施策の所管部局等から提出された施策実施状況調書案の記載内容について、基本計画第11章第1節第2項(1)④の規定に基づき審査を行うものとする。

③ 大臣官房政策評価広報課が上記②の審査を行った後、施策実施状況調書案の決定等

を経て、6月末を目途に施策実施状況調書を公表するものとする。

(3) 施策実施状況調書の記載要領

基本計画第6章第2節第5項(1)の規定に基づき定める施策実施状況調書の様式とともに大臣官房政策評価広報課長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

### 別表(第3第1項(1)関係

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予 算	制度の企画等	情報提供その他
行政改革の推進	地方行革の推進	各地方公共団体における行政改革大綱策定率 各地方公共団体における定員の公表状況、給与の公表状況 各地方公営企業における経営計画の策定率	100% 100% 100%	18年度 17年度 20年度	地方行革の推進については、地方公共団体の行政改革についての取組状況を示す行政改革大綱の策定状況、行革にとっての重要な分野である地方公務員の定員・給与の適正化の取組や地方公営企業の経営健全化に向けての取組状況を示す指標により評価するものである(左記目標値については、右記「施策の指標及び目標の設定についての考え方」参照)。  (指標の現況) ○各地方公共団体における行政改革大綱策定率(平成14年度末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市 71. 9% ・特別区 87. 0% ・町村 49. 4% ○各地方公共団体における定員の公表状況、給与の公表状況(平成15年度末現在) ・定員の公表 ・県、政令市 100% ・市町村 80% ・給与の公表 ・県、政令市 100% ・市町村 88% ○各地方公営企業における経営計画の策定率 13. 0%(平成16年4月1日現在)	行政運営の質の向上	各地方公共団体における行政評価の導入率	100%	18年度	住民に対する説明責任の確保、職員の意識改革、成果重視の行政サービスの確立等行政運営の質の向上を図るためにには、各地方公共団体において効果的・効率的に行政評価を活用することが重要であり、その取組状況を示す行政評価の導入を全団体で行うことを目標とする。目標年度は、本政策の評価を開始してから5年とする。  (指標の現況) ○各地方公共団体における行政評価の導入状況(試行中を含む)(平成16年7月末現在) ・都道府県 98% ・政令市 100% ・中核市 94% ・特例市 95% ・市区 65% ・町村 11%			地方公共団体に対する助言
						地方公共団体における定員の公表状況、給与の公表状況	100%	17年度	各地方公共団体の行政需要等の実情にあった地方公務員の定員・給与の適正化を実現するためには、住民が理解しやすいように工夫を講じつづ積極的な広報を行うことが重要である。平成17年度から定員・給与の公表が義務づけられたため、全団体で公表することを目標とする。地方公務員の給与について、地域の民間給与の状況をより的確に反映することが重要であることから、人事委員会の機能強化のあり方、参考となる指標の整備等そのための検討を進め、給与の適正化等に資することを目標とする。			ラスパイレス指数、地方公務員定員状況の公表等	
						地域の民間給与の状況を的確に反映するため、地方公務員の給与のあり方等を研究	報告とりまとめ	17年度	(指標の現況) ○各地方公共団体における定員の公表状況、給与の公表状況(平成15年度末現在) ・定員の公表 ・県、政令市 100% ・市町村 80% ・給与の公表 ・県、政令市 100% ・市町村 88%			地方公務員法等	
						各地方公営企業における経営計画の策定率	100%	20年度	地方公営企業の経営健全化や透明性の向上のためには、経営に関する中長期的な計画を策定した上で経営基盤の強化等に取り組むことが必要であることから、全地方公営企業において経営計画を策定することを目標とする。目標年度は、平成16年4月に発出した「地方公営企業の経営の総点検について(公営企業課長通知)」を踏まえた地方公営企業の検討・準備期間等を考慮し、平成20年度までとした。  (指標の現況) ○各地方公営企業における経営計画の策定率 13. 0%(平成16年4月1日現在)			地方公共団体に対する助言	
						土地開発公社の経営健全化の推進	経営健全化公社が5年以上保有する土地の簿価総額	▲6,500億円(11年度末比)	17年度	土地開発公社の経営健全化を進める上で重要な長期保有土地の処分の促進が、設立地方公共団体の策定した計画どおりに進展しているかを施策の進行管理のための指標及び目標とする。  (指標の現況) ○経営健全化公社が5年以上保有する土地の簿価総額 ▲3,900億円(平成15年度末現在)			地方財政措置等
						地方公共団体が行う第三セクターの経営改善	地方公共団体における第三セクター経営点検評価体制の整備率	100%	20年度	経営環境等が各第三セクターで異なる中、経営改善を図るためにには、出資者である地方公共団体(都道府県・指定都市)が経営の点検評価を行う体制を整備することが必要であり、20年度までにその体制を100%まで整備することを目標とする。目標年度は指針の改定を行った15年度から5年後の20年度とした。  (指標の現況) ○地方公共団体における第三セクター経営点検評価体制の整備率 50%(平成15年3月31日現在)			地方公共団体に対する助言

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予 算	制度の企画等	情報提供その他
行政改革の推進	政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び国民への説明責任の徹底	各府省における評価の実施及び質の向上 ・総務省による政策評価制度の推進や総務省が行った客観性担保評価活動において明らかになつた、各府省における評価の実施状況及び質の向上の状況(実績評価方式における目標の数値化等の割合等)	数値化等の割合の向上(前年度の実績は約5割)	毎年度	効果的かつ効率的な行政は政策評価の的確な実施を始めとする取組を通じて実現されるものであり、各府省において、これに資する政策評価が行われていることが重要である。したがって、各府省における評価の実施状況及び質の向上の状況を本政策の指標として設定する。また、効果的かつ効率的な行政の推進状況は、評価結果の政策への反映状況から把握できるものであり、(1)各府省における政策の改善・見直し等を含む、評価結果の政策への適切な反映状況、(2)総務省が行った評価の結果の関係府省における政策への反映状況を本政策の指標として設定する。国民への説明責任は、基本的には政策評価に関する情報の公表によって果たされるものであるが、説明責任の徹底状況は、国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用の状況によって判断されるものであることから、認識及び活用の状況を本政策の指標として設定する。	政策評価制度の推進	評価の実施及び質の向上の促進 ・実績評価方式における目標の数値化等の割合等 予算要求等政策への反映の促進状況 ・評価結果を政策に反映させる割合 ・予算制度改革の中でのモデル事業や政策群などにおける政策評価の活用推進 情報の公表の促進及び公表内容の充実 ・情報のHP掲載率及び掲載状況等 新分野における評価の実施の促進 ・規制の事前評価について、試行的な実施状況の把握・分析結果の取りまとめ状況、その結果に基づく早期の義務付けのための取組の状況	数値化等の割合の向上(前年度の実績は約5割)	毎年度	左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。 評価の実施及び質の向上については、目標の数値化等の割合等は、実績評価の基本的要件であり、その当面の割合の向上は、評価の質の向上を示す重要な要素であることから指標として設定する。 また、予算要求等政策への反映については、(1)評価結果の政策への反映は、政策評価の推進による効果的・効率的な行政の推進の前提条件であること、(2)予算制度改革の中での政策評価の活用推進は、予算要求等政策の反映のために重要な取組であることから指標として設定する。	評価の実施及び質の向上、予算要求等政策への反映、情報の公表及び新分野の評価の促進に向けた、各府省の取組状況の把握・分析、各府省に対する情報提供及び取組の監勵、調査研究	政策評価に関する統一研修の実施	国民に対する政策評価に関する広報活動
		各府省における評価結果の予算要求等政策への反映 ・政策の改善・見直し等を含む、評価結果の政策への適切な反映状況	—	—	—		100% —	毎年度	—				
		総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映状況	評価結果の関係府省における政策への反映	毎年度	—		100%(情報のHP掲載率)	毎年度	—				
		国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用の状況	—	—	—		—	—	—				
		政策評価制度に関する見直し ・17年4月の評価法施行3年経過を控え、政策評価の制度や運用の見直しに向けた対応状況	—	—	—		—	—	—				
							統一性・総合性確保評価 ・総務省が行った評価の結果の関係府省における政策への反映状況 客観性担保評価活動 ・審査結果等を踏まえた各府省の評価の実施状況及び質の向上の状況、審査指摘事項の各府省における改善状況(実績評価方式における目標の数値化等の割合、目標期間の設定状況、目標達成度合いの判定方法の明確化状況、アウトカムに着目した指標の設定状況等)	評価結果の関係府省における政策への反映	毎年度	統一性・総合性確保評価については、総務省が行った評価の結果の関係府省における政策への反映状況をその指標として把握する。 客観性担保評価活動については、審査結果等を踏まえた各府省の評価の実施状況及び質の向上の状況、審査指摘事項の各府省における改善状況を指標として設定する。			
							数値化等の割合の向上(前年度の実績は約5割)	毎年度					
行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進による行政制度・運営の改善	行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合及び具体的な見直し・改善事例	90%(見直し・改善事項数の割合)	毎年度	行政制度・運営の改善を実現するためには、行政内部にありながらも各府省とは異なる立場の総務省が行う行政評価・監視の実施により、各府省の業務の実施状況について、調査し、改善すべき事項を指摘するとともに、国の行政に関する苦情を広く受け付け、あっせん等を行うことが必要であることから、左記指標により評価するものである。左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。	行政評価・監視の実施	勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合及び具体的な見直し・改善事例	90%(見直し・改善事項数の割合)	毎年度	左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。	行政評価・監視の実施	管区局・事務所、行政相談委員等による相談の受付・処理、各種行政相談所の開設、行政苦情救済推進会議の運営		
	苦情あっせん案件の解決率及び解決状況	90%(解決率)	毎年度	—		苦情・要望陳情案件の解決・処理率及び解決・処理状況 80%(苦情非あっせん案件の1か月以内処理率) 100%(要望陳情案件の1か月以内処理率)	90%(苦情あっせん案件の解決率) 80%(苦情非あっせん案件の1か月以内処理率) 100%(要望陳情案件の1か月以内処理率)	毎年度	左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。				
						照会・対象業務外案件の処理率 行政相談委員意見が反映された行政運営の具体的な見直し・改善事例	100%(1週間以内処理率) —	毎年度	苦情案件については、あっせんを通じて事案の解決を図ることが行政相談制度の基本であることから、その解決率及び解決状況を指標として設定する。 苦情非あっせん案件及び要望陳情案件については、あっせんを行わない又は至らない理由、単なる要望陳情に類する事案であっせんに適しない旨等を相談者に懇切かつ迅速に説明する必要があることから、その1か月以内の処理率及び処理状況を指標として設定する。 照会・対象業務外案件については、国・地方の行政関係情報について、また、行政関係事案でない旨を相談者に迅速に案内することが必要であることから、その1週間以内の処理率を指標として設定する。				

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予 算	制度の企画等	情報提供その他
行政の透明性の向上と信頼性の確保	行政機関情報公開法等の施行状況	—	—	行政の透明性の向上と信頼性の確保を実現するためには、国・地方それぞれの側面から国民の権利、行政の在り方を定めた制度を整備し、情報公開等を推進していくことが必要であることから、国における制度の運用状況、地方における制度の整備状況を示す左記指標により評価するものである(左記目標値については、右記「施策の指標及び目標の設定についての考え方」参照)。	(指標の現況) ○地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 93.1% (平成16年4月1日現在) ○地方公共団体の行政手続条例等制定率(平成15年3月末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市区町村 99% ○地方公共団体の個人情報保護条例制定率(平成16年10月1日現在) ・県 100% ・市町村 83.8% (2558団体)	国の行政機関の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用	各府省における情報公開・個人情報保護制度の運用状況	—	—	各府省及び独立行政法人等における制度の運用状況の概要を取りまとめて公表することにより、法の適正かつ円滑な運用を図るものである。			施行状況の調査結果の公表
	行政手続法の施行状況	—	—			各独立行政法人等における情報公開・個人情報保護制度の運用状況	—	—					
	地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率	100%	18年度			行政手續制度の適正かつ円滑な運用	各府省における行政手續の運用状況	—	各府省における制度の運用状況の概要を取りまとめて公表することにより、法の適正かつ円滑な運用を図るものである。			施行状況の調査結果の公表	
	地方公共団体の行政手続条例等制定率	100%	18年度										
	地方公共団体の個人情報保護条例制定率	100%	17年度										
	行政の透明性の向上と信頼性の確保					地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上等	地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率	100%	18年度	地方公共団体の行政運営の公正の確保と透明性の向上等には、情報公開条例(要綱含む)に基づく情報公開、行政手続条例等による行政手続の透明性の確保、個人情報保護条例による個人情報の管理保護体制の構築が必要であり、これらを全団体で制定することを目標とする。目標年度は、本政策の評価を開始してから5年(個人情報保護条例についてe-Japan戦略による2005年を概ねの目標)とする。		条例制定状況公表	
						地方公共団体の行政手續条例等制定率	100%	18年度	(指標の現況) ○地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 93.1% (平成16年4月1日現在) ○地方公共団体の行政手續条例等制定率(平成15年3月末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市区町村 99% ○地方公共団体の個人情報保護条例制定率(平成16年10月1日現在) ・県 100% ・市町村 83.8% (2558団体)		地方公共団体の個人情報保護条例制定率(平成16年10月1日現在) ・県 100% ・市町村 83.8% (2558団体)		地方公共団体に対する助言
						地方公共団体の個人情報保護条例制定率	100%	17年度					
行政改革の推進	(参考となる指標)				(指標の現況) ○各種人事交流の実施状況 ・民間から国への職員の受入数 548人 ・国から地方公共団体への出向者 1,662人 ・地方公共団体から国への出向者 1,638人 ・各府省間(他府省へ)の出向者 2,135人 (平成15年8月15日現在)	公務における多様な人材の確保と活用	各種啓発事業の受講率・受講者の満足度	受講率:100% 満足度:100%	毎年度	全政府的な人事管理施策の一環として、政府職員としての一体感の醸成、幅広い視野の育成等を図る機会を提供し、各府省の枠を超えた能力開発・啓発を図ることが求められ、また、行政課題に迅速かつ的確に対応するために外部からも多様な人材を得る必要があることから、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。		各種啓発事業・セミナー実施	各種人事交流状況の調査・公表
	人事管理運営方針のフォローアップ結果			各種人事交流の実施状況		—	—						
	各種人事交流の実施状況			人材情報データベースの利用件数		—	—						
	女性国家公務員の採用の拡大状況等			女性国家公務員の採用の拡大状況等		—	—						
	国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進状況												
	退職準備プログラム等の導入状況												
	健康管理・安全管理施策の実施状況												
	国家公務員の適正な人事管理の推進◎												
国家公務員の高齢者雇用推進	国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進状況			(指標の現況) ○国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進状況 早期退職慣行の是正状況 各府省の退職準備・生涯設計プログラム担当者に対する講習会の参考度 再就職状況の公表状況等 試行人材バンクの求人登録件数及び再就職成約件数	国家公務員の高齢対策と再就職の適正化	国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進状況	—	—	高齢社会の到来による高齢国家公務員の雇用の計画的推進、退職後の生活にスムーズに適応できるような支援、国家公務員の再就職状況の透明性の確保を図っていく必要があり、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。このうち、早期退職慣行の是正状況の目標値については、「早期退職慣行の是正について」(平成14年12月17日閣僚懇談会申合せ)に基づくものである。			国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進再就職状況の公表等	
	早期退職慣行の是正状況					平均勧奨退職年齢を3歳以上引上げ	20年度						
	各府省の退職準備・生涯設計プログラム担当者に対する講習会の参考度					参考度:80%	毎年度						
	再就職状況の公表状況等					—	—						
	試行人材バンクの求人登録件数及び再就職成約件数					—	—						
国家公務員健康・安全管理施策の推進	各府省の担当者に対する健康管理の講習会の参考度			(指標の現況) ○各府省の担当者に対する職場の安全管理の講習会の参考度 各府省のカウンセラーに対する講習会の参考度	国家公務員の健康管理・安全管理施策の推進	各府省の担当者に対する健康管理の講習会の参考度	参考度:80%	毎年度	「国家公務員福利厚生基本計画」(平成3年3月20日内閣総理大臣決定)に基づき、職員の活力の維持、志気の高揚を図る必要があり、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。		カウンセラー講習会の実施	国家公務員健康週間の実施	
	各府省の担当者に対する職場の安全管理の講習会の参考度					各府省の担当者に対する職場の安全管理の講習会の参考度	参考度:80%	毎年度					
	各府省のカウンセラーに対する講習会の参考度					各府省のカウンセラーに対する講習会の参考度	参考度:80%	毎年度				国家公務員安全週間の実施	

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他
真の分権型社会の実現	分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等◎	(参考となる指標) 地方制度状況(検討状況を含む) 市町村合併の状況 各地方公共団体における行政改革大綱策定率 地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 地方公共団体の行政手続条例等制定率		分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等については、国からの権限や事務の移譲等、地方のあり方全般に関わるものであり、一定の指標等により目標を定め達成状況を測ることは困難であることから、地方制度の現況、市町村合併の状況、行政改革の取組状況等を分析し、分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備について課題や達成状況の把握に努める。	分 権 型 社 会 に 対 応 す る 地 方 制 度・ 地 方 行 政 体 制 の 整 備 等 に つ い て は 、 国 か ら の 権 限 や 事 務 の 移 譲 等 、 地 方 の あ り 方 全 般 に 関 わ る も の で あ り 、 一 定 の 指 標 等 に よ り 目 標 を 定 め 達 成 状 況 を 測 る こ と は 困 難 で あ る こ と か ら 、 地 方 制 度 の 現 況 、 市 町 村 合 併 の 状 況 、 行 政 改 革 の 取 組 状 況 等 を 分 析 し 、 分 権 型 社 会 に 对 応 す る 地 方 制 度・ 地 方 行 政 体 制 の 整 備 に 对 し て 課 題 や 達 成 状 況 の 把 握 に 努 め る 。	第28次地方制度調査会の審議と歩調を合わせ、「道州制のあり方」、「大都市制度のあり方」、「地方の自主性・自律性の拡大のあり方」、「議会のあり方」等の調査研究を進め、同調査会に適時適切に資料を提供	17年度	真の分権型社会の実現に向けて、地方公共団体が自己決定と自己責任の原則の下、行政事務を的確に処理することができるよう地方自治制度のあり方を検討していくものである。		地方自治法等	地方公共団体に対する助言
		(指標の現況) ○各地方公共団体における行政改革大綱策定率(平成14年度末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市 71. 9% ・特別区 87. 0% ・町村 49. 4% ○地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 93. 1%(平成16年4月1日現在) ○地方公共団体の行政手続条例等制定率(平成15年3月末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市区町村 99%		市 町 村 合 併 の 推 進	合併後の市町村数	「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という与党の方針を踏まえ、自主的な市町村合併を推進	21年度	基礎自治体である市町村の規模・能力の充実、行財政基盤の強化を図るために市町村合併を推進することが必要であり、総務省としては、与党の目標である「合併後の自治体数を1000とする」という目標を踏まえ市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、自主的な合併を強力に推進していくものである。目標年度は合併新法の期限である21年度などとする。		市 町 村 の 合 併 の 特 例 等 に 關 す る 法 律	地方公共団体に対する助言
					市町村の合併の特例等に関する法律に基づく基本指針の策定	17年度	(指標の現況) ○合併後の市町村数 2863(平成17年1月4日現在)				基本指針の策定
				行政運営の質の向上、公正の確保、透明性の向上	各地方公共団体における行政評価の導入率 地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 地方公共団体の行政手続条例等制定率	100% 100% 100%	18年度 18年度 18年度	住民に対する説明責任の確保、職員の意識改革、成果重視の行政サービスの確立等行政運営の質の向上を図るために各地方公共団体において効果的・効率的に行政評価を活用することが重要であり、その取組状況を示す行政評価の導入を全団体で行うことを目標とする。また、地方公共団体の行政運営の公正の確保と透明性の向上には、情報公開条例(要綱含む)に基づく情報公開、行政手続条例等による行政手続の透明性の確保が必要であり、これらを全団体で制定することを目標とする。目標年度は、本政策の評価を開始してから5年とする。			地方公共団体に対する助言
								(指標の現況) ○各地方公共団体における行政評価の導入状況(試行中を含む)(平成16年7月末現在) ・都道府県 98% ・政令市 100% ・中核市 94% ・特例市 95% ・市区 65% ・町村 11% ○地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 93. 1%(平成16年4月1日現在) ○地方公共団体の行政手続条例等制定率(平成15年3月末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市区町村 99%			条例制定状況公表

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他
真の分権型社会の実現	分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進 ◎	(参考となる指標) 地方公共団体の人事制度改革の状況(検討状況を含む) 地方公務員数の推移、ラスパイレス指数 各地方公共団体における人材育成基本方針策定率		分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進については、地方公務員の制度、人材育成等、地方公務員のあり方全般にかかるるものであり、一定の指標等により目標を定めその達成状況を測ることは困難であり、地方公共団体の人事制度改革の状況、地方公務員数の推移、ラスパイレス指数等について分析し、目標の達成状況の把握に努める。  (指標の現況) ○地方公務員数 308万3,597人(平成16年4月1日現在) ○ラスパイレス指数 97.9(平成16年4月1日現在) ○各地方公共団体における人材育成基本方針策定率 35% (平成16年度末現在)	分権時代にふさわしい地方公務員制度の確立	地方公務員の人事制度改革の推進		分権型社会に向けた公務の能率的運営の推進の観点から、客観的な評価制度の導入を通じた能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組を支援するなど、地方公共団体の人事制度の改革を推進する。		地方公務員法等	地方公共団体に対する助言
				※再掲 地方公共団体における定員管理及び地方公務員給与の適正化の推進等	各地方公共団体における定員の公表状況、給与の公表状況 地域の民間給与の状況を的確に反映するため、地方公務員の給与のあり方等を研究。	100% 報告とりまとめ	17年度 17年度	各地方公共団体の行政需要等の実情にあつた地方公務員の定員・給与の適正化を実現するためには、住民が理解しやすいように工夫を講じつ積極的な広報を行うことが重要である。平成17年度から定員・給与の公表が義務づけられたため、全団体で公表することを目標とする。地方公務員の給与について、地域の民間給与の状況をより的確に反映することが重要であることから、人事委員会の機能強化のあり方、参考となる指標の整備等そのための検討を進め、給与の適正化等に資することを目標とする。  (指標の現況) ○各地方公共団体における定員の公表状況、給与の公表状況(平成15年度末現在) ・定員の公表 ・県、政令市 100% ・市町村 80% ・給与の公表 ・県、政令市 100% ・市町村 88%		地方公務員法等	ラスパイレス指数、地方公務員定員状況の公表 地方公共団体に対する助言
				地方行政を担う人材の育成・確保	各地方公共団体における人材育成基本方針策定率	100%	20年度	各地方公共団体が地域の将来像と行政のあり方などを踏まえて、人材育成の目的及びこれから時代に求められる職員像を明らかにすることが重要であり、人材育成基本方針の策定を全団体で行うことを目指とする。目標年度は市町村合併等の動きを考慮し、平成20年度とした。  (指標の現況) ○各地方公共団体における人材育成基本方針策定率 35%(平成16年度末現在)			地方公共団体に対する助言
地方財源の確保及び地方財政健全化 ◎	(参考となる指標) 地方財政計画による地方財源の確保の状況 一般財源比率 地方債依存度 借入金残高 地方債計画における地方債資金の確保状況		地方財源の確保及び地方財政の健全化については、地方財政制度に關わるものであり、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の低迷、恒久的な減税に伴う影響、累次の景気対策等による公債費の急増等様々な要素があることから、一定の指標等により目標を定めその達成状況を測ることは困難であり、当該政策に関する主要な情報を総合的に勘案して、目標の達成状況の把握に努める。  (指標の現況) 地方財政計画による地方財源の確保の状況 ○地方財政計画の規模 平成16年度 84兆6,669億円 ○一般財源比率 平成16年度 63.1% ○地方債依存度 平成16年度 11.8% ○借入金残高 平成16年度 203兆円 ○地方債計画の規模 平成16年度 17兆4,843億円	地方財源の確保等	地方財源の所要額の確保状況 地方債資金の所要額の確保状況	所要額の確保	毎年度	住民生活に密着する行政を担う地方公共団体の活動に必要な財源を毎年度確保することを施策の進行管理の目標とするものである。		地方財政計画の策定 地方債計画の策定	地方財政白書の作成・公表
				地方公共団体の公債費負担の適正化	公債費負担適正化計画を策定した市町村の計画完了の割合	100%	毎年度	市町村の策定した公債費負担適正化計画の完了により、当該市町村の公債費負担の適正化が図られたと考えられることから、当該計画の目標年度に計画が完了した市町村の割合により本施策の進行管理を行うものである。  (指標の現況) ○公債費負担適正化計画を策定した市町村の計画完了割合 100%(平成16年度)			計画を策定している市町村に対する地方財政措置 地方公共団体に対する助言

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他
	分権型社会を担う 地方税制度の構築 ◎	(参考となる指標) 地方税制改正の概要 国・地方の財源配分 道府県税及び市町村税の税収構成比 歳入総額に占める地方税の割合 の推移 地方税収の推移 国民負担率の内訳の国際比較		本政策は、その時々の社会経済情勢や財政状況等を踏まえながら検討され、毎年度の税制改正によって具体化されるものであることから、予め一定の指標等により目標を定めその達成状況を図ることは困難であり、当該政策を取り巻く状況を示す主要な情報(参考となる指標)を総合的に勘案して目標の達成状況の把握に努める。  (指標の現況) ○国・地方の財源配分 平成14年度 57.9%:42.1% ○道府県税及び市町村税の税収構成比 平成14年度 41.4%:58.6% ○歳入総額に占める地方税の割合 の推移 平成14年度 34.4% ○地方税収の推移 平成14年度 32.2兆円 ○国民負担率の国際比較 平成16年度 35.5%	毎年度の地方税制度の見直し	税調の答申等を踏まえ、税制改正法案を通常国会に提出し、年度内成立を目指す	毎年度	地方税制度の見直しについては、税制調査会の答申等を踏まえ、具体的な内容の検討を進め、年度末に地方税法改正法案を国会に提出し、この改正による施策の周知徹底を図っていくものである。 また、毎年度の改正を周知徹底することにより施策が着実に実施されるようになることで、地方税の充実確保を図るものである。	地方税法等		
真の 分権型 社会の 実現	(参考となる指標) 循環型社会形成事業、少子高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業の活用団体数 JETプログラムの招致人数、招致国数 過疎地域自立促進計画の進捗率 辺地数 活力、個性、魅力 にあふれる地域づくり ◎			活力、個性、魅力にあふれる地域づくりの具体的な目標は、様々な価値観、地域の実情等により異なり、一定の指標により目標を定めその達成状況を測ることは困難であり、地方公共団体の抱える課題と、各地方公共団体が自ら考え自主的に取り組む事業を支援する総務省の施策の活用状況等を分析し、目標の達成状況の把握に努める。  (指標の現況) ○団体数(平成15年度末) ・循環型社会形成事業 154団体 ・少子高齢化対策事業 136団体 ・地域資源活用促進事業 52団体 ○JETプログラムの招致人数6103人、招致国数 51カ国 (平成16年度) ○過疎地域自立促進計画の進捗率 82.4% (平成15年度末現在) ○辺地数 7,172(平成15年度末現在)	地方公共団体の地域づくりの支援  地方公共団体の国際化施策の推進  地方公共団体におけるPFI事業の推進  過疎地域の自立促進  辺地に係る財政上の特別措置の実施	循環型社会形成事業、少子高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業の実施を予定している団体に対する対応状況  JETプログラムの招致人数、招致国数  関係機関と連携の上のPFI研修会等の実施状況  過疎補助事業により整備した交流施設利用者数 難視聴解消世帯数 過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数  辺地数	事業計画提出団体への対応  地方公共団体からの要望人数の確保  3回  施設整備に当たり、各市町村が設定した利用見込み者数 1,000世帯 10万人(対平成14年度比)  150程度減少	毎年度  毎年度  17年度  毎年度  17年度  17年度  毎年度	地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、循環型社会形成事業等の事業について、財政措置を講ずることとしており、事業計画提出団体への対応状況を施策の進行管理の指標とするものである。  地方公共団体の国際化の取組を支援するため、JETプログラムについて、地方公共団体からの要望人数を毎年度確保することを施策の進行管理の目標とする。  (指標の現況) ○関係機関と連携の上のPFI研修会等の実施状況 3回(平成16年末現在)  PFI事業を実施するためには、法務・金融等の専門的知識が必要であり、地方公共団体向けの研修会等の実施状況により本施策の進行管理を行うものである。  (指標の現況) ○関係機関と連携の上のPFI研修会等の実施状況 3回(平成16年末現在)  交流施設利用者数、難視聴解消世帯数等は過疎地域の自立促進への貢献状況を示すものであり、これらにより本施策の進行管理をするものである。目標値は施設計画時の見込み、e-Japan重点計画-2004等に基づくものである。  (指標の現況) ○過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数 37,529人 (暫定値)(平成15年度末)	JET配置活用計画の取りまとめ  PFI研修会等の実施  過疎地域自立促進特別措置法  辺地とその他の地域において住民の生活文化水準の著しい格差があるが、財政上の特別措置の実施によりその地域格差が是正され、辺地数の減少に結びつくことから、辺地数の指標の状況により施策の進行管理をするものである。 目標値は、過去3か年の実績を参考にしたものである。  (指標の現況) ○辺地数 7,172(平成15年度末現在)	地方財政措置  地方財政措置(辺地債)

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予 算	制度の企画等	情報提供その他
ユビキタスネット社会 (e-Japan)の実現等	利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進	申請・届出等手続におけるオンライン利用件数	対17年度2割増加	18年度	電子政府・電子自治体の推進については、国民の利便性・サービスの向上、IT化による業務改革を目標として取り組まれるものであることから、当該政策に係る国民の利用環境や業務・システムの効率化の状況を示す左記指標により評価するものである(左記目標値・目標年度について、右記「施策の指標及び目標の設定についての考え方」参照)。	各府省における行政情報化の推進	申請・届出等手続におけるオンライン利用件数	対17年度2割増加	18年度	電子政府の推進による国民の利便性・サービスの向上、IT化による業務改革への取組の状況を示す申請・届出等手続におけるオンライン利用件数などの指標の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値はモデル事業に係る目標や「電子政府構築計画」(2004年(平成16年)6月14日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定一部改定)及び業務・システム最適化計画に基づくものである。	行政情報サービスシステム等整備経費等	電子政府構築計画の改定及びフォローアップ	オンライン利用の普及啓発
		電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数)	3,000万件	18年度	業務・システムの最適化計画の策定率		電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数)	3,000万件	18年度	人事・給与関係業務情報システムの導入完了府省等数	人事・給与関係業務情報システムの整備・	人事・給与関係業務情報システムの整備・	電子契約システムの構築のためのシステム設計
		業務・システムの最適化計画の策定率	100%	17年度	人事・給与関係業務情報システムの導入完了府省等数		業務・システムの最適化計画の策定率	100%	17年度	民間側の契約担当者の契約所要時間を短縮	18年度	(指標の現況) ○業務・システム最適化計画の策定率 13%(平成16年11月末現在)	電子契約システムの構築のためのシステム設計
利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進	利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進	人事・給与関係業務情報システムの導入完了府省等数	全府省等	19年度	(指標の現況) ○行政手続のオンライン利用件数 2,390件(平成15年度末現在)	総務省所管行政の情報化の推進	行政手続のオンライン利用件数	対前年度2割増加	17年度	左記施策の目標達成への貢献の状況を示す左記指標の状況により本施策の進行管理をするものである。指標のうち、行政手続のオンライン利用件数・電子決裁率・インターネットによる情報提供容量の目標値は、「e-Japan重点計画一2004」(平成16年6月15日IT戦略本部決定)及び「電子政府構築計画」(平成16年6月14日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定一部改定)に基づき策定したものであり、無線局免許申請手続き等における電子申請件数の目標値は、電子政府関係モデル事業で掲げたもの。	新2号館LAN整備・運用等経費、インターネット利用申請・届出システム開発整備経費等	総務省の行政手続のオンライン化	総務省の行政手続のオンライン化
		行政手続のオンライン利用件数	対前年度2割増加	17年度	電子決裁率		電子決裁率	対前年度比増	17年度	提供容量の増加(対前年度比)	17年度	(指標の現況) ○行政手続のオンライン利用件数 2,390件(平成15年度末現在)	総務省の行政手續のオンライン化
		電子決裁率	対前年度比増	17年度	インターネットによる情報提供容量		インターネットによる情報提供容量	提供容量の増加(対前年度比)	17年度	無線局免許申請手続き等における電子申請件数	20年度	○電子決裁率 33.1%(平成15年度累計) ○インターネットによる情報提供容量 278,706MB(平成15年度) ○無線局免許申請手続き等における電子申請件数 273件(平成16年12月末現在)	総務省の行政手續のオンライン化
利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進	利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進	無線局免許申請手続き等における電子申請件数	対16年度2倍増	20年度	地方公共団体の情報化の推進(住民基本台帳ネットワーク・公的個人認証制度の推進等)	地方公共団体の情報化の推進(住民基本台帳ネットワーク・公的個人認証制度の推進等)	電子申請が可能な地方公共団体の割合、電子納付が可能な地方公共団体の割合、電子自治体に対応した個人情報保護条例制定数	100%	17年度	電子自治体の実現の前提となる電子申請が可能となった地方公共団体数、電子納付が可能となった地方公共団体数及び個人情報保護条例の制定団体数により施策の進行管理を行うものである。目標年度はe-Japan戦略による2005年を概ねの目標とする。	電子自治体推進経費	電子自治体推進経費	住民基本台帳ネットワーク・公的個人認証制度の普及啓発等
		電子申請が可能な地方公共団体の割合、電子納付が可能な地方公共団体の割合、電子自治体に対応した個人情報保護条例制定数	100%	17年度	(指標の現況) ○電子申請が可能な地方公共団体の割合(平成16年4月1日現在) ・都道府県18(38.3%) ・市町村120(3.8%) ○電子納付が可能な地方公共団体の割合(平成16年4月1日現在) ・都道府県1(2.1%) ・市町村0(0%) ○電子自治体に対応した個人情報保護条例制定数(平成16年4月1日現在) ・都道府県100% ・市町村83.8%(2558団体)		(指標の現況) ○電子申請が可能な地方公共団体の割合(平成16年4月1日現在) ・都道府県18(38.3%) ・市町村120(3.8%) ○電子納付が可能な地方公共団体の割合(平成16年4月1日現在) ・都道府県1(2.1%) ・市町村0(0%) ○電子自治体に対応した個人情報保護条例制定数(平成16年4月1日現在) ・都道府県100% ・市町村83.8%(2558団体)	次世代公的個人認証サービスの展開に向けた研究・開発事業	次世代公的個人認証サービスの展開に向けた研究・開発事業	次世代公的個人認証サービスの展開に向けた研究・開発事業			
		(指標の現況) ○電子申請が可能な地方公共団体の割合(平成16年4月1日現在) ・都道府県18(38.3%) ・市町村120(3.8%) ○電子納付が可能な地方公共団体の割合(平成16年4月1日現在) ・都道府県1(2.1%) ・市町村0(0%) ○電子自治体に対応した個人情報保護条例制定数(平成16年4月1日現在) ・都道府県100% ・市町村83.8%(2558団体)	100%	17年度	電子自治体の実現の前提となる電子申請が可能となった地方公共団体数、電子納付が可能となった地方公共団体数及び個人情報保護条例の制定団体数により施策の進行管理を行うものである。目標年度はe-Japan戦略による2005年を概ねの目標とする。		(指標の現況) ○電子申請が可能な地方公共団体の割合(平成16年4月1日現在) ・都道府県18(38.3%) ・市町村120(3.8%) ○電子納付が可能な地方公共団体の割合(平成16年4月1日現在) ・都道府県1(2.1%) ・市町村0(0%) ○電子自治体に対応した個人情報保護条例制定数(平成16年4月1日現在) ・都道府県100% ・市町村83.8%(2558団体)	電子自治体推進経費	電子自治体推進経費	次世代公的個人認証サービスの展開に向けた研究・開発事業	次世代公的個人認証サービスの展開に向けた研究・開発事業		

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予 算	制度の企画等	情報提供その他	
ユビキタスネット社会 (u-Japan)の実現等	電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供	加入者系光ファイバ網集線点光化率 電気通信事業の市場規模 電気通信事業者数の推移 電気通信サービス料金の低廉化の状況	100% — — —	17年度 — — —	電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現状況は、その主要分野である各施策の指標のうち、高度情報通信ネットワーク社会の実現に不可欠な光ファイバ網等の整備状況及び電気通信事業の各市場における競争の進展状況を示す左記指標により表されるものである。  (指標の現況) ○加入者系光ファイバ網集線点光化率 80%(平成15年度末現在) ○電気通信事業の市場規模 ・第一種電気通信事業の売上高16.8兆円(平成14年度) ○電気通信事業者数の推移 12,873社(平成16年12月1日現在) ○電気通信サービスの料金の低廉化の状況 ・市内電話料金(3分間平日昼間):平成16年12月1日 平成電電(株)6.8円 ・国際電話料金(日米間、3分間平日昼間):平成16年12月1日 フュージョン・コミュニケーションズ、平成電電(株)45円 ・固定電話発携帯電話着料金(3分間平日昼間):平成16年12月1日 日本テレコム、NTTコミュニケーションズ他 54円	高速・超高速ネットワークインフラ整備	加入者系光ファイバ網集線点光化率 ブロードバンドの市町村別普及状況 研究開発等の実施	100% 毎月把握 研究開発等の実施	17年度 毎年度 21年度	高速・超高速ネットワークインフラ整備への貢献の状況を示す加入者系光ファイバ網集線点光化率、ブロードバンドサービスの市町村別普及状況、IPバックボーン(基幹中継網)の強化に係る研究開発等の状況により本施策の進行管理を行うものである。なお、加入者系光ファイバ網集線点光化率の目標値及び目標年度は「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」(平成10年11月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)に基づくものである。  (指標の現況) ○加入者系光ファイバ網集線点光化率 80% (平成15年度末) ○ブロードバンドの市町村別普及状況(ブロードバンドが全く提供されていない市町村の割合) 10.9%(平成16年11月末現在)	加入者系光ファイバ網設備整備事業 次世代バックボーンに関する研究開発	財政投融資、税制		
						IPv6の普及促進	IPv6利用状況	平成15年度と比較し、IPv6サービス提供可能世帯数、我が国のIPv6アドレス割当組織数等の増加	17年度	本政策の実現に貢献するIPv6利用促進の状況を評価するには、IPv6サービス提供可能世帯数、我が国のIPv6アドレス割当組織数等の増加によりIPv6利用状況を把握することが有効であり、本指標により本施策の進行管理をするものである。  (指標の現況) ○我が国のIPv6アドレス割当組織数 69(平成16年8月末現在)	「インターネットのIPv6への移行の推進」実証実験等	国際会議、税制等		
						電気通信事業における競争環境の整備	電気通信事業の市場規模 電気通信事業者数の推移 ブロードバンド契約数等の推移 電気通信サービスの料金の低廉化の状況 競争評価の実施状況 IP電話の指定数	毎年把握 毎月把握 毎四半期把握 毎年把握 毎年1回以上 每年把握	毎年度 毎年度 毎年度 毎年度 毎年度 毎年度	電気通信事業の各市場における競争の進展状況は、左記指標を適切に組み合わせることにより把握することが可能であり、更に特定の分野については詳細な競争評価を毎年1回行うことにより政策の達成度を評価することが可能。  (指標の現況) ○電気通信事業の市場規模: 第一種電気通信事業の売上高 16.8兆円(平成14年度) ○電気通信事業者数の推移: 12,873社(平成16年12月1日現在) ○ブロードバンド契約数等の推移 16,647,401契約(平成16年6月末現在) ○電気通信サービスの料金の低廉化の状況 ・市内電話料金(3分間平日昼間):平成16年12月1日 平成電電(株)6.8円 ・国際電話料金(日米間、3分間平日昼間):平成16年12月1日 フュージョン・コミュニケーションズ、平成電電(株)45円 ・固定電話発携帯電話着料金(3分間平日昼間):平成16年12月1日 日本テレコム、NTTコミュニケーションズ他 54円	調査研究の実施 電気通信サービスに関する電子情報公開システムの維持・運用 各種ガイドライン等の整備 競争評価の実施	電気通信事業法令の整備 事業者等への周知 国際会議等		

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予 算	制度の企画等	情報提供その他	
ユビキタスネット社会（e-Japan）の実現等	携帯端末向け放送のサービスと端末の開発状況	実用化	18年度	高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現状況は、地上デジタル放送の特性を活かした新たなサービスの開発状況、難視聴解消による情報格差の是正状況等により表されるものであり、これらの施策について設定した指標及び目標値によるものである。	地上デジタル放送の利活用の推進	携帯端末向け放送のサービスと端末の開発状況	実用化	18年度	地上デジタル放送の特性を活かした新たなサービスの利活用の推進のため、その具体像である携帯端末向け放送及びサーバー型放送の実用化の進捗状況により、本施策の進行管理をするものである。目標値はe-Japan重点計画2004に基づくものである。	地上デジタル放送公共アプリケーションパイロット事業	アナログ周波数変更対策	免許制度整備	金融支援(財政投融資、無利子・低利融資、債務保証)及び税制支援(国税、地方税)	
	サーバー型放送のサービスと端末の開発状況	実用化	20年度			サーバー型放送のサービスと端末の開発状況	実用化	20年度						
	(三大広域圏)アナログ周波数変更対策進捗率	100%	18年度			(三大広域圏)アナログ周波数変更対策進捗率	100%	18年度	地上デジタル放送を開始するための前提となるアナログ周波数変更対策の進捗状況、放送開始に必要な設備投資に対する支援措置の進捗状況を表す高度デジタル放送施設整備促進臨時措置法に基づく認定事業者数及び地上デジタル放送の普及状況を表す開局数・カバーアー率により、本施策の進行管理をするものである。					
	高度デジタル放送施設整備促進臨時措置法に基づく認定事業者等	120社程度	17年度	また、BSデジタル放送受信世帯数及びCSデジタル放送視聴契約者数については、国が目標を設定するという内容になじまないものである。	地上放送のデジタル化の推進	高度デジタル放送施設整備促進臨時措置法に基づく認定事業者等	全127社	17年度						
	地上デジタルテレビジョン放送の開局数・世帯カバー率	約2,700万世帯	17年度	(指標の現況) ○アナログ周波数変更対策進捗率 96% ○地上デジタルテレビジョン放送の開局数・世帯カバー率 約2700万世帯		(指標の現況) ○アナログ周波数変更対策進捗率 96% ○地上デジタルテレビジョン放送の開局数・世帯カバー率 約1800万世帯	約2700万世帯	17年度						
	BSデジタル放送受信世帯数 CSデジタル放送視聴契約者数	一	一											
	ケーブルテレビのデジタル放送への対応状況	ほぼ100%	22年度	○BSデジタル放送の視聴世帯数 約765万世帯(平成16年12月末現在) ○CSデジタル放送の視聴契約者数 約411万件(平成16年12月末現在) ○ケーブルテレビのデジタル放送への対応状況 30.1%	衛星デジタル放送の普及	BSデジタル放送受信世帯数 CSデジタル放送視聴契約者数	毎月、把握する	毎年度	衛星デジタル放送の普及については、BSデジタル放送受信世帯数とCSデジタル放送視聴契約者数を毎月把握する。		放送法令・電波法令 免許制度整備	国民への情報提供 衛星放送の在り方の検討		
	難視聴解消世帯数	1,000世帯	17年度						(指標の現況) ○BSデジタル放送の視聴世帯数 約765万世帯(平成16年12月末現在) ○CSデジタル放送の視聴契約者数 約411万件(平成16年12月末現在)					
	高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現				国際放送の推進	国際放送の実施状況	毎月、把握する	毎年度	国際放送の推進については、国際放送の実施状況を毎月把握する。	日本放送協会交付金(短波国際放送)				
地域社会の活性化	ケーブルテレビの普及・高度化			ケーブルテレビのデジタル放送への対応状況	ほぼ100%			22年度	国民が広くデジタル放送を享受するためには、ケーブルテレビのデジタル化対応が不可欠であり、その進捗状況の目標値は、「e-Japan重点計画-2004」において、「ケーブルテレビについては、2010年までにすべてデジタル化されることを目指し」とされているところである。	新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業		財政投融資、税制事業者への周知等		
	民放テレビ・ラジオの難視聴等の解消			民放テレビ・ラジオの難視聴等の解消										
	難視聴解消世帯数			難視聴解消世帯数	1,000世帯			17年度	民放テレビ・ラジオの難視聴等の解消状況を示す難視聴解消世帯数により本施策の進行管理をするものである。	民放テレビ・ラジオ放送難視聴等解消施設整備事業		国民、地方公共団体、NPO、民間企業等への情報提供 情報バリアフリーに関する検討		



分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他
ユビキタスネット社会（e-Japan）の実現等	社会・経済のIT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるIT利活用の促進				情報通信分野の人材育成	研修受講者数	12,000人	17年度	情報通信分野の人材育成への貢献の状況を示す研修受講者数の指標の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値はe-Japan重点計画2004に基づくものである。  (指標の現況) ○研修受講者数 10,800人を対象(平成15年度まで)	人材研修事業支援事業	
					情報通信ニュービジネスの振興	ベンチャー企業に対する助成の成果(特許等出願率)	80%	17年度	ITベンチャーにとって、技術開発に伴う特許等の取得は成功の鍵とされているため、特許等出願率を指標及び目標として、情報通信ニュービジネスの振興施策の進行管理をするものである。  (指標の現況) ○ベンチャー企業に対する助成の成果(特許等出願率) 109.8% (平成16年6月調査)	ベンチャー企業への助成等	ベンチャー企業への情報提供、財政投融資、税制
					情報パリアフリー環境の整備	字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合	100%	19年度	情報パリアフリー環境の整備の実現への貢献の状況を示す字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合の状況により本施策の進行管理を行うものである。  目標値については、平成19年までに字幕付与可能な放送番組全てに字幕を付与することを目途とした「字幕放送の普及目標」を行政の指針として策定し取組みを推進しており、e-Japan重点計画2004(平成16年6月)にも定められているものである。	字幕番組・解説番組等の制作促進事業 高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金 等	国民、地方公共団体、NPO、民間企業等への情報提供 情報パリアフリーに関する検討
					テレワーク・SOHOの推進	適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業人口に占める割合	20%	22年度	テレワーク・SOHOの推進への貢献の状況を示す、適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業人口に占める割合の状況により、本施策の進行管理をするものである。目標値は、e-Japan戦略Ⅱに基づくものである。  (指標の現況) ○適正な就業環境下でのテレワーカーが就業人口に占める割合 6.1% (平成14年)	テレワーク・SOHOの推進のための施策の実施	国民、民間企業等への情報提供 テレワーク・SOHOの推進に関する検討

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予 算	制度の企画等	情報提供その他	
ユビキタスネット社会（e-Japan）の実現等	世界最先端のワイヤレスプロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進	超高速インターネット衛星の研究開発の状況	実用化	22年度	世界最先端のワイヤレスプロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進への実現の度合いは、その主要分野である新たな電波利用システムの導入の実現状況及び電波利用環境の整備の施策の実現状況により表されるものであり、これらの施策について設定した施策及び目標値によるものである。	新たな電波利用システムの導入	超高速インターネット衛星の研究開発の状況	実用化	22年度	新たな電波利用システムの導入への貢献の状況を示すITSの利活用を推進するためのプラットフォームの構築の指標により本施策の進行管理をするものである。目標値及び目標年度はe-Japan重点計画-2004に基づくものである。	ITS情報通信技術の国際展開に関する調査研究	電波法令の整備	免許人等への情報提供	
		ITSの利活用を推進するためのプラットフォームの構築	実現	17年度	ITSの利活用を推進するためのプラットフォームの構築		実現	ITS利活用推進のための調査開発						
		過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数	10万人	17年度										
		(指標の現況) ○過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数 37,529人（暫定値）（平成15年度末）				迅速な周波数の再配分の実現等による電波の有効利用の推進	電波の利用状況の調査・公表・評価の実施状況	3年を周期として周波数帯を3区分して区分ごとに実施 ①770MHz以下 ②770MHzを超え3.4GHz以下 ③3.4GHzを超えるもの	毎年度	電波の実際の利用状況を調査し、評価を行うことにより、電波の有効利用の推進を図るとともに、新たな電波ニーズに的確に対応し、迅速な周波数の再配分の実現等に資するものである。	電波の利用状況の調査・公表・評価のより一層の円滑化	給付制度の導入	無線局に関する情報の提供	
							電波の有効利用の推進方策に係る制度の改正等の検討の進捗状況	5GHz帯において100MHz幅の周波数の再配分を行う。 電波利用料制度の見直しを行う	17年度	電波再配分のための給付金	電波登録制度の導入	電波の利用状況の調査・公表・評価		
									17年度	電波資源拡大のための研究開発	電波利用料制度の見直し			
						既整備地域での施設更新及び性能向上技術基準の策定等への成果の活用状況 電波防護指針における基準値の根拠となる科学的データの信頼性の向上等のための電波の生体影響等に関する研究の推進状況 電波の安全性に関する講演会の開催状況	既整備地域での施設更新及び性能向上技術基準の策定等への成果の活用状況	実現 成果の活用	19年度 21年度	電波利用の適正化・効率化による電波の有効利用及び安心で安全な電波利用環境の整備の状況を示す左記の各指標及び目標により施策の推進を図る。	電波監視施設の整備・維持運用 周波数逼迫対策事務 電波の安全性に関する調査等			
								—	18年度					
								各地方局2回	毎年度					
						電波利用環境の整備			世界最先端のワイヤレスプロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進への貢献の状況を示す「過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数」の指標の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値はe-Japan重点計画-2004に基づくものである。		移動通信用鉄塔施設整備事業 電波遮へい対策事業			
							過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数	10万人（対平成14年度比）	17年度					

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予 算	制度の企画等	情報提供その他	
ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化の推進	ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化の推進	専門家による評価において成果ありと評価される割合	80%	毎年度	本政策の目標達成状況は、その主要分野である各施策の実現状況により表されるものであり、各施策の指標のうち、それぞれの活動の成果による政策目標の実現の状況を表す数値的指標として左記の指標及び目標により評価するものである。  (指標の現況) ○ITU、IETF等における標準提案 31件	情報通信分野における重点領域の研究開発の推進	専門家による評価において成果ありと評価される割合	80%	毎年度	研究開発を推進する活動の成果を総合的かつ客観的に表す数値的指標並びに研究開発成果を適切に把握するための活動に関する業務指標及び目標により本施策の進行管理をするものである。	重点的研究資金制度による研究開発課題			
		ITU、IETF等における標準提案の件数	20件程度	17年度	外部評価の実施回数		2回以上	毎年度	同上	同上	競争的研究資金制度による研究開発課題			
		（指標の現況） ○ITU、IETF等における標準提案 31件			情報通信分野における研究開発の競争的環境の創出		同上	同上	同上	同上	情報通信分野における標準化活動の強化	国際的次世代情報通信網共同研究の推進		
グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献	グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献	二国間定期協議、政策対話、国際機関における協議等を通じた我が国情報通信行政に対する国際理解の推進や課題解決の状況等	—	—	グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現のためには、定期協議、政策対話等を通じた我が国情報通信行政の国際理解の推進や二国間における課題の解決等を図ることが重要である。そのため、我が国情報通信行政に対する国際理解や課題解決の推進状況等を指標として設定した。さらに課題解決の具体的な状況を図る指標・目標としてアジア・ブロードバンド計画の推進状況を設定した。	情報通信に関する標準化の推進	国際的な連携に係る会合の開催	1回以上	毎年度	国際共同研究開発等を推進する活動の成果を表す数値的指標及び目標値並びに国際標準化機関等に対する活動の成果を表す数値的指標及び目標値により本施策の進行管理をするものである。  (指標の現況) ○国際的な連携に係る会合の開催 4回 ○ITU、IETF等における標準提案 31件	情報通信分野における標準化活動の強化	国際的次世代情報通信網共同研究の推進	情報通信ネットワークのセキュリティ評価等に関する調査研究	競争的研究資金制度による研究開発課題(国際技術獲得型) 等
		アジア・ブロードバンド計画の推進状況	—	20年度	国際機関等における会議への参画状況と成果及び情報通信分野に関する意見交換の実施状況等		1回以上	17年度	グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献状況を示す我が国情報通信行政の国際理解の推進等の状況、研究開発実証実験の効果を測定する左記指標等を設定し、本施策の進行管理をするものである。	電気通信に関する国際政策協議の開催	二国間における協議等	国際機関等における協議等		
		10か国以上のアジア諸国との間でICT分野での協力関係を推進	—	22年度	国際機関等における会議への参画状況と成果及び情報通信分野に関する意見交換の実施状況等		1回以上	17年度	国際共同研究開発及び共同実験の実施状況	国際機関等への拠出金の支出等	国際情報通信ハブ形成のための高度IT共同実験	アジア・ブロードバンド衛星基盤技術の研究開発	アジア・ユビキタスプラットフォーム技術に関する研究開発	
実現等	実現等	アジア諸国におけるICT分野の人材育成3,000人を実現	—	—	国際共同研究開発及び共同実験の実施状況	二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献	国際IX形成のための技術、衛星基盤技術、ユビキタスプラットフォーム技術の研究開発の進捗状況並びに電子商取引プラットフォーム基盤整備及び多言語対応環境確立等に関する国際共同実験の進捗状況とシステム等の整備	19年度	国際IX形成のための技術、衛星基盤技術、ユビキタスプラットフォーム技術の研究開発の進捗状況並びに電子商取引プラットフォーム基盤整備及び多言語対応環境確立等に関する国際共同実験の進捗状況とシステム等の整備	電気通信に関する国際政策協議の開催	二国間における協議等	国際機関等における協議等		
		（指標の現況） ○ITU、IETF等における標準提案 31件			ICT分野における研修やセミナー等の実施状況	ICT分野の人材育成3,000人	22年度	22年度	国際IX形成のための技術、衛星基盤技術、ユビキタスプラットフォーム技術の研究開発の進捗状況並びに電子商取引プラットフォーム基盤整備及び多言語対応環境確立等に関する国際共同実験の進捗状況とシステム等の整備	国際機関等への拠出金の支出等	国際情報通信ハブ形成のための高度IT共同実験	アジア・ブロードバンド衛星基盤技術の研究開発	アジア・ユビキタスプラットフォーム技術に関する研究開発	
		（指標の現況） ○ITU、IETF等における標準提案 31件			（指標の現況） ○ITU、IETF等における標準提案 31件				（指標の現況） ○ITU、IETF等における標準提案 31件					

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他
郵政事業改革の推進	郵政事業の適正かつ確実な実施の確保による国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展	日本郵政公社の監督の状況(命令、報告等)	—	毎年度 総務省は、郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適切かつ確実な実施を確保するため、郵政公社の経営状況等を報告させる等、必要な措置を命ずることとしている。しかし、これら一連の監督や制度の企画立案については、あらかじめ定量的な指標等により目標を定め達成状況を測ることは困難であり、当該年度の経済環境等に応じて、郵政事業がどのように実施されたかによって評価すべきものであり、日本郵政公社の監督の状況等を総合的に勘案して判断するものである。また、郵政事業はユニバーサルサービスを提供していくこととしており、空白市町村数を0として設定することにより、国民生活の安定向上を図る指標の一環とする。	日本郵政公社の監督の状況(命令、報告等) 郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究 日本郵政公社の経営基盤の確立 郵政事業に係る制度の企画立案 地域の拠点としての郵便局ネットワークの活用の推進	—	毎年度 各調査研究について所期の成果を達成	毎年度 総務省は、郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適切かつ確実な実施を確保するため、郵政公社の経営状況等を報告させる等、必要な措置を講ずることとしている。しかし、日本郵政公社の監督の状況等について、あらかじめ定量的な指標等により目標を定め達成状況を測ることは困難であり、当該年度の経済環境等に応じて、郵政事業がどのように実施されたかによって評価すべきものであり、日本郵政公社の監督の状況等を総合的に勘案して判断するものである。また、郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究については、日本郵政公社の経営基盤の確立に資する調査研究を行い、調査研究の所期の成果を達成することにより本施策の進行管理の一助とするものである。	郵政公社(郵便業務)に対する監理 郵政公社に対する業績評価の実施に伴う調査研究 社会経済環境の変化が郵便貯金・簡易生命保険に及ぼす影響等に関する調査研究 郵便を取り巻く市場環境に関する調査研究 諸外国における郵便貯金制度に関する調査 諸外国の生命保険事情に関する調査 簡易保険に関する基礎調査 諸外国の郵政事業に関する総合的な調査研究 地域の拠点としての郵便局ネットワークの活用の推進 個人金融に関する調査	業績評価、経営改善命令 業績評価の公表	
		郵政事業に係る制度の企画立案の状況	—	毎年度 郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究		—	毎年度 各調査研究について所期の成果を達成	毎年度 総務省は、郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適切かつ確実な実施を確保するため、日本郵政公社の経営状況等を報告させ、必要な措置を講ずることとしている。しかし、制度の企画立案については、当該年度の経済環境等日本郵政公社を取り巻く環境に応じて変化するものであり、その年度において実施した制度の企画立案の内容により本施策の進行管理をするものである。併せて、郵政事業に係る制度の企画立案に資する調査研究を行い、調査研究の所期の成果を達成することにより本施策の進行管理の一助とするものである。	制度の企画・立案		
		地域の拠点としての郵便局ネットワークの活用の推進	—	郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究		各調査研究について所期の成果を達成	毎年度 地域の拠点としての郵便局ネットワークの推進を図るために、調査研究を行い、調査研究の所期の成果を達成することにより本施策の進行管理をするものである。				

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他	
郵政事業改革の推進	国際郵便分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上	UPU活動への人的、財政的貢献  職員1名派遣、最高分担等級50単位等級による連合の経費分担(1,968,000スイスフラン、173百万円相当)	17年度	国際機関における我が国の政策の反映を強固にする要素として、積極的に会合等への参画とともに、恒常的な職員派遣及び国際機関の経費の積極的な分担を通じ、国際機関の業務を人的、財政的に支援していくことが不可欠との観点から、同指標等を設定している。  (指標の現況) ○UPU活動への人的貢献 職員1名派遣(平成16年度) ○UPU活動への財政的貢献 1,968,000スイスフランの経費分担(平成16年度)	国際郵便関係機関等の会議の出席状況  国際協調・貢献の推進  UPU活動への人的、財政的貢献	年間3回以上	17年度	国際郵便分野に関し、二国間・多国間での課題を解決するためには、UPU管理理事会、UPU郵便業務理事会等の国際会議に我が国が積極的に参画し、加盟国と政策協調を図ることによって我が国政策を的確に反映し、実現すること可能とするとの観点から、同指標等を設定している。  国際機関における我が国の政策の反映を強固にする要素として、恒常的な職員派遣及び国際機関の経費の積極的な分担を通じ、国際機関の業務を人的、財政的に支援していくことが不可欠との観点から、同指標等を設定している。  (指標の現況) ○国際郵便関係機関等への会議の出席状況 5回(平成16年度) ○UPU活動への人的貢献 職員1名派遣(平成16年度) ○UPU活動への財政的貢献 1,968,000スイスフランの経費分担(平成16年度)	国際会議等への出席  国際機関への分担金の拠出 等	万国郵便条約等の改正		
郵政事業改革の推進	信書の送達の事業への民間参入制度の実施による利用者の利便の向上	事業者数  (参考となる指標) 事業者の参入状況	—	—  本政策は、信書便法の施行により、適正な業務運営の下、事業者の創意工夫による多様なサービスが提供されることにより、利用者利便の向上が図られることを達成目標としている。政策の指標としての事業者数については、実際にサービスを提供する主体及び利用者の選択機会を示すものであり、同法の目的とする利用者の選択の機会の拡大による利用者利便の向上の達成状況を測る客観的な指標としては妥当であると考えられるが、他方、同法に基づく事業への参入については、最終的に各事業者の経営判断に委ねられるべきものである点を考慮すると、行政として具体的な目標とすべき数値をあらかじめ設定することは必ずしも適切ではないと考えられる。また、事業者の参入状況については、地域別の参入事業者の分布等、事業者数のみでは把握し得ない利用者利便の向上の達成状況を図る上での参考となる指標である。  (指標の現況) ○事業者数 74社(平成16年末)	信書便分野の振興	地方事業者説明会への開催回数  地方事業者説明会等への参加事業者数	各地方局1回以上  全国400社以上	17年度  17年度	本件施策に関し、事業者の参入を促進し、利用者の選択の機会拡大に資するため、各地方局において事業者説明会等の周知・広報活動を年1回以上実施することとし、参加事業者に対し参入の手引きを配布することとする。  (指標の現況) ○信書便事業説明会の開催回数 各地方局2~3回開催(平成16年) ○信書便事業説明会への参加社 ・団体数 662社・団体(平成16年)	信書便事業者に対する監理  諸外国における郵便及び信書便事業の規制及び動向調査		説明会の開催 申請マニュアルの調製・配布

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他	
国民の安心安全の確保	火災・災害等による被害の軽減	発生件数、死者数(火災) 発生件数、死者数(災害)	死者数の軽減 被害の軽減	毎年度 毎年度	火災・災害等による被害の軽減については、社会環境の変化・天災等に左右される部分が多いため、前年度より死者数等を軽減することを毎年度の目標にするものである。  (指標の現況) (火災) ○発生件数 15年中 56,333件 ○死者数 15年中 2,248人 (災害) ○死者・行方不明者数 15年中 62人	小規模雑居ビルにおける消防法令違反率 危険物施設における事故件数	違反率の低減 事故件数の低減	毎年度 毎年度	火災・災害等による被害の軽減への貢献状況を示す小規模雑居ビルにおける消防法令違反率等について、毎年度低減を図ることを施策の進行管理の目標とする。  (指標の現況) ○小規模雑居ビルにおける消防法令違反率 35.7% (平成15年12月31日現在) ○危険物施設における事故件数 540件 (平成15年中)	消防法等に係る違反是正指導等に要する経費 危険物施設の事故防止対策等の推進に要する経費等 「やや長周期地震動」に対する浮き屋根式屋外タンクの耐震性確保のための設計手法の開発	消防法 消防白書の作成・公表	普及啓発、災害情報の提供等 消防白書の作成・公表
						緊急消防援助隊の隊数 自主防災組織の組織率	概ね3,000隊 75%	20年度 20年度	火災・災害等による被害の軽減への貢献状況を示す緊急消防援助隊の隊数等について、施策の進行管理の目標とする。目標値、年度は現状等を勘案し設定したものである。	消防補助金等 消防庁ヘリコプターの整備	消防組織法	
						消防団員数 防災拠点となる公共施設等の耐震改修実施件数	100万人 (うち女性10万人) 緊急性の高い5,134棟	毎年度 19年度	(指標の現況) ○緊急消防援助隊の隊数 2,821隊 (平成16年4月1日現在) ○自主防災組織の組織率 62.5% (平成16年4月1日現在) ○消防団員数 919,105人 (うち女性13,148人) (平成16年4月1日現在)		災害情報の提供等 消防白書の作成・公表	
						都道府県・市町村における訓練の実施率 防災行政無線の整備率	実施率の向上 整備率の向上 (同報系75%)	毎年度 毎年度 (20年度)	国民保護体制の整備への貢献の状況を示す都道府県・市町村における訓練の実施率等について毎年度向上を図ることを施策の目標とする。また、市町村が適切な国民保護体制を早期に整えるのに必要なモデル計画を17年度中に作成することを目標とする。	消防補助金等		
						地方公共団体における対応力の強化 市町村国民保護モデル計画の作成		17年度	(指標の現況) ○防災行政無線(同報系)の整備率 67.8% (平成15年度末現在)		消防白書の作成・公表	
		都道府県の国民保護計画の策定率 市町村国民保護計画の策定率	100% 100%	17年度 18年度	有事・テロ等において国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な国民保護体制の整備状況について、国民保護計画の策定率を指標とするものである。目標年度は我が国が平成16年度中に基本指針を策定する予定であることなどを考慮して左記のとおり定めた。	都道府県・市町村における訓練の実施率 防災行政無線の整備率 市町村国民保護モデル計画の作成	実施率の向上 整備率の向上 (同報系75%)	毎年度 毎年度 (20年度)	国民保護体制の整備への貢献の状況を示す都道府県・市町村における訓練の実施率等について毎年度向上を図ることを施策の目標とする。また、市町村が適切な国民保護体制を早期に整えるのに必要なモデル計画を17年度中に作成することを目標とする。	消防補助金等		
						救急救命士の数 救急資機材の整備状況	全救急隊の85%の隊に救急救命士を1人以上配置 全救急隊の85%の隊(救急救命士が配置された救急隊)に高規格救急自動車を配置	20年度 20年度	救命率の向上への貢献の状況を示す救急救命士の数等について施策の進行管理をするものである。目標年度は現状等を勘案し設定したものである。  (指標の現況) ○救急救命士として運用されている救急隊員数 13,505人 (平成16年4月1日現在) ○救急救命士を運用している救急隊の割合 73.0% (平成16年4月1日現在) ○救急自動車に占める高規格救急自動車の割合 64.5% (平成16年4月1日現在)	消防補助金等	消防法	
		救命率	救命率の向上	毎年度		救急業務の充実・高度化					講習の実施等 消防白書の作成・公表	

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)				
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予 算	制度の企画等	情報提供その他		
国民の安全安心の確保	社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供	統計の体系的整備及びこれら統計調査の円滑な実施	—	社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を実現するためには、その主要分野である右記各施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標及び目標値により評価するものである。	指定統計調査及び承認統計調査の審査件数	指定統計調査45件(程度) 承認統計調査160件(程度)	毎年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す統計調査に関する審査・調整の状況等を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものであり、これら指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。	(指標の現況) ○指定統計調査及び承認統計調査の審査件数(平成15年度) ・指定統計調査 47件 ・承認統計調査 146件 ○「統計行政の新たな展開方向」の推進等に関する検討状況(会議の開催回数) 25回(程度)	25回(程度)	毎年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す統計調査に関する審査・調整の状況等を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものであり、これら指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。	(指標の現況) ○指定統計調査及び承認統計調査の審査件数(平成15年度) ・指定統計調査 47件 ・承認統計調査 146件 ○「統計行政の新たな展開方向」の推進等に関する検討状況(会議の開催回数) 29回(平成16年4月から12月) ○産業連関表を作成するための調整状況(会議の開催回数) 22回(平成15年度) ○標準統計分類を作成するための調整状況(会議の開催回数) 3回(平成15年度) ○「事業所・企業データベース」に調査履歴を登録した調査数 83件(平成15年度)	統計法、統計報告調整法	産業連関表の作成
		・指定統計調査及び承認統計調査の審査による改善事例(負担軽減の観点からの改善事例を含む。)	—	20調査(程度)	—	—	—	—	—	—	—	統計調査を定める産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令	標準統計分類の策定		
		・「事業所・企業データベース」を利用して重複是正が図られた調査数	100%	毎年度	(指標の現況) ○「事業所・企業データベース」を利用して重複是正が図られた調査数 25件(平成15年度)	—	—	—	—	—	—	「国の行政組織等の減量・効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月閣議決定)	—		
		・地方公共団体の職員、登録調査員を対象にした研修の受講後のアンケートに基づく受講者の満足度(「非常に参考になった」と回答した者の割合)	80%	毎年度	○地方公共団体の職員、登録調査員を対象にした研修の受講後のアンケートに基づく受講者の満足度(平成15年度) ・地方公共団体の職員 98.6% ・登録調査員中央研修 78.1% ・登録調査員実務研修 89.8% ・登録調査員指導者研修 75.0% ・地域ブロック別登録調査員研修(九州ブロック) 78.1%	—	—	—	—	—	—	—	—		
		・統計調査員任命数に占める登録調査員の割合	80%	毎年度	○統計調査員任命数に占める統計調査員の割合 78.7%(平成15年度)	—	—	—	—	—	—	—	—		
		・統計データフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける、「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合	—	—	○統計データフェアの入場者数を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合 79.4%(平成16年度)	—	—	—	—	—	—	—	—		
		・国際会議等への参画状況及び成果	10件	毎年度	○ファイル数:約98万件 アクセス件数:約270万件	—	—	—	—	—	—	—	—		
		統計調査の実施状況	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		統計調査結果の提供状況	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		・ホームページ収録ファイル数及びアクセス件数等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他
国民の安全安心の確保	社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供				統計に関する国際協力の推進	国際比較可能データの提供 統計関係国際会議への対応状況	提供数 300件(程度) 出席件数 10件(程度) 出席者数 15人(程度)	毎年度 毎年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す国際協力の状況を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものであり、これら指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。  (指標の現況) ○国際比較可能データの提供 提供数 229件(平成15年度) ○統計関係国際会議への対応状況(平成15年度) 出席件数 16件 出席者数 33人		国際比較可能データの提供 統計関係の国際会議への参加
						統計調査の実施状況	統計調査等の実施件数 ・毎月実施 7件 ・四半期に1回実施 1件 ・年1回実施 1件 ・5年に1回実施 1件	毎年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す統計調査の実施状況を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものである。	統計調査の企画・立案	
					統計情報の的確な提供	統計調査結果の提供状況 ・ホームページ収録ファイル数及びアクセス件数 ・統計データ・ポータルサイトのアクセス件数 ・各府省共同利用型データベースの収録統計表数及びアクセス件数 ・総合統計書の刊行	ファイル数:約98万件 アクセス件数:約270万件  アクセス件数:約90万件  収録統計表数:約9万表 アクセス件数:約12万件  年刊6冊、月刊2冊	毎年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す提供情報の量及びその利用状況を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものであり、当該指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。  (指標の現況) ○ホームページ収録ファイル数及びアクセス件数 ・ファイル数:約98万件(平成16年12月末現在) ・アクセス件数:約226万件 (平成16年4月～12月) ○統計データ・ポータルサイトのアクセス件数 ・アクセス件数:約43万件 (平成16年4月～12月) ○各府省共同利用型データベースの収録統計表数及びアクセス件数 ・収録統計表数:約10万件(平成16年12月末現在) ・アクセス件数:約10万件 (平成16年4月～12月) ○総合統計書の刊行 ・年刊7冊、月刊2冊、その他1冊 (平成15年度)	統計調査の実施及び統計情報の提供に係る経費	統計情報の提供
						恩給改定措置予算案の作成 恩給法改正法案の国会提出	— —	— — 恩給年額の適正化を図るためにには、物価、公務員給与等の諸事情を総合的に勘案し、改定措置が必要と認められる場合は、予算案の作成、恩給法改正法案の国会提出を行うことが必要であることから、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。		恩給年額改定の企画・立案	
受給者の生活を支える恩給行政の推進 ◎	(参考となる指標) 毎年度の受給者数、毎年度の恩給年額 受給者等の恩給に対する理解度 受給者等の支給手続上の負担軽減度			本政策については、恩給制度が国家補償の性格を有しており、恩給年額の改定に当たっては総合的に検討する必要があること等から、具体的な指標や目標値を設定することは困難であるため、「参考となる指標」により、本政策の目指す定性的な目標に向かっての達成状況の把握に努める。	恩給年額の適正化 受給者等に対するサービスの向上	相談会等の開催回数・参加者数 恩給相談件数 広報資料の配布部数 住民基本台帳ネットワークの活用件数 恩給請求の処理期間	— — 約121万部 延べ約484万件 前年度の処理期間	17年度 17年度 17年度	— — 受給者等に対するサービスの向上を図るためにには、受給者等の恩給に対する理解の向上を図るとともに、受給者等の負担軽減に努めることが必要であることから、左記指標の状況により本施策の進行管理を行いうものである。左記目標値及び目標年度については、過去の実績等を勘案したものである。  (指標の現況) ○広報資料の配布部数 約126万部(15年度) ○住民基本台帳ネットワークの活用件数 約517万件(15年度)	住基ネット利用	相談会等の開催 広報資料の作成・配布

※ 目標の達成状況を的確に測定できる指標がないもの(◎の政策)については、「参考となる指標」の状況を示すことにより当該政策に係る現状や課題等を明らかにして評価